

12月定例会議会における議案に対する意見募集

No.4 四日市市客引き行為等の防止に関する条例の一部改正について

客引き行為等については、三重県条例「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」及び「四日市市客引き行為等の防止に関する条例」で規制されているが、近鉄四日市駅周辺において、市条例で規制対象となっていない居酒屋等の客引きが増加し、市民や来街者に不安を与える状況となっています。

今回の議案は、こうした状況を改善するため、時間帯及び地域を指定のうえで、規制対象となる業種を拡大するため条例の一部を改正しようとするものです。

今回の議案に対するご意見を募集します。

1. 改正の概要

(1) 新たに規制対象となる行為

追加で規制する業種	左記の具体例	禁止内容
現行の県条例、市条例による規制対象業種を除く、全ての業種	スナック、ガールズバー、居酒屋、カラオケ等	公共の場所において行う次の行為 ①客引き②誘引③客待ち

指定時間：午後6時から翌日午前0時まで

禁止区域：西新地（西新地14番、15番、16番及び17番の街区を除く。）、
諏訪栄町、西浦一丁目及び安島一丁目1番の街区の区域

※禁止区域は現行条例と同様

※指定時間及び禁止区域は別途告示を行う

(2) 新たに規制対象となる行為に対する罰則

5万円以下の過料を科する

（従前の規制対象については、対象行為・業態の類型に応じ、50万円以下・30万円以下・20万円以下の罰金又は拘留若しくは科料）

2. 施行期日

令和3年4月1日